

## 住民監査請求を行いました!

## 町田市 監査委員 様

## 是非、監査をお願いいたします!!

\*2013年から2017年の5年間で交付された政務調査費及び政務活動費の総額は1億2,522万円。町田市政を考える会・草の根(以下草の根)は、7万枚のレシートや、3年をかけて入手した会派の会計帳簿から、約7,650万円の支出が違法・不当であると考え、4月10日、町田市監査委員に対し住民監査請求を提出しました。

\*市民は、電話代・携帯電話代・インターネット・ファックス代全て自分で支払いますが、議員は税金で支払います。

市民は、新聞代は自分で支払いますが、議員は税金で支払います。

市民はガソリン代・駐車場代も自分で支払いますが、議員は税金で支払います。伊豆 軽井沢 河口湖 高尾山 横浜 浦安といった町田市政とは関係のない地域への有料道路代、議員は税金で支払います。

\*午前0時の市民相談・現地調査、早朝(5時)からの市民相談、5時間以上の長時間の市民相談……。実態のない会社に払った封筒代が2013年だけで33万5,580円!他団体のニューヨークでの世界大会への参加費、29万7,963円!大量の切手購入は、その切手で送付した事実がありません。3万円以上の高額のパソコン 印刷機 紙折り機 拡声器 等々、会派での備品の管理は皆無です。

\*2014年、2018年の2回の市議会議員選挙では、全ての会派が、選挙の事前チラシやポスティングの代金を政務調査費・政務活動費から支出しています。今年3月22日、東京地裁は「杉並区議会の選挙前の事前チラシの支出は全額違法」との判決を出しました。町田市議会の事例と全く同じです。

\*会派が調査研究活動をするために使われるはずの政務調査費及び政務活動費、その実態は、税金を使っているという感覚の欠如、なんでもありの、モラルハザード以外の何ものでもありません。町田市議会は町田市が財政援助をしている団体です。その団体の政務調査費及び政務活動費の使途について、専門的見地からの監査を、強くお願いいたします。

◎詳しくは、『町田市政を考える会・草の根』のホームページをご覧ください!

<http://www.machida-kusanone.com>

市民の税金の使途について 専門的見地から 監査してほしい!!

2019.4.10 草の根

と、二にも あっ!! ニニにも 2枚

領収書 IDEMITSU 成瀬SS 279406 TEL:042-709-0027

領収書 IDEMITSU 成瀬SS 279406 TEL:042-709-0027

領収書 IDEMITSU 成瀬SS 279406 TEL:042-709-0027

領収書 IDEMITSU 成瀬SS 279406 TEL:042-709-0027

領収書 IDEMITSU 成瀬SS 279406 TEL:042-709-0027

領収書 IDEMITSU 成瀬SS 279406 TEL:042-709-0027

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

領収書 自由民主 2013/05/31

「議員自身」が複数いなければ駐車不可能な 駐車場のレシート 「議員自身」が複数いなければ給油不可能な ガソリン代のレシート 「他人のレシートで、税金を使う」 告発すれば詐欺罪です

「議員自身」が複数いなければ駐車不可能な 駐車場のレシート 「議員自身」が複数いなければ給油不可能な ガソリン代のレシート 「他人のレシートで、税金を使う」 告発すれば詐欺罪です

「議員自身」が複数いなければ駐車不可能な 駐車場のレシート 「議員自身」が複数いなければ給油不可能な ガソリン代のレシート 「他人のレシートで、税金を使う」 告発すれば詐欺罪です

「議員自身」が複数いなければ駐車不可能な 駐車場のレシート 「議員自身」が複数いなければ給油不可能な ガソリン代のレシート 「他人のレシートで、税金を使う」 告発すれば詐欺罪です

「議員自身」が複数いなければ駐車不可能な 駐車場のレシート 「議員自身」が複数いなければ給油不可能な ガソリン代のレシート 「他人のレシートで、税金を使う」 告発すれば詐欺罪です

「議員自身」が複数いなければ駐車不可能な 駐車場のレシート 「議員自身」が複数いなければ給油不可能な ガソリン代のレシート 「他人のレシートで、税金を使う」 告発すれば詐欺罪です

ニニにも しかも 12時18分まで 一糸着た!!

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

ENEFLY 納品書 (領収書) 株式会社N.S.コーポレーション

すすまー たい

市民の税金の用途について  
専門的見地から監査してほしい!!

平成25年度 自由民主政務活動費会計帳簿

2 支出

事務費	金額	備考
1	4月24日	2015
2	5月14日	480
3	5月15日	776
4	5月21日	2850
5	5月22日	210
6	5月28日	297
7	6月4日	2960
8	6月12日	3670
9	6月12日	1270
10	7月2日	23000
11	7月20日	525
12	7月28日	6630
13	8月8日	7350
14	8月16日	730
15	9月29日	8680
16	10月2日	1210
17	10月4日	357
18	10月9日	2856
19	10月11日	13052

月日	金額	備考
1	6月26日	3000
2	7月19日	18900
3	8月9日	42630
4	8月27日	25420
5	10月29日	58800
6	11月8日	24360
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		

(例) 2013年度 自由・民主会派

調査活動費	金額	備考
194	9月12日	200 打合せ
195	9月12日	700 会議
196	9月14日	600 打合せ
197	9月14日	100 現地調査
198	9月15日	800 会議
199	9月15日	400 会議
200	9月17日	900 会議
201	9月18日	400 会議
202	9月18日	300 会議
203	9月20日	1500 会議
204	9月22日	1000 会議
205	9月22日	600 打合せ
206	9月23日	200 会議
		300 会議
		400 会議
		200 打合せ
		700 会議
		300 会議
		800 現地調査
		200 会議
		400 打合せ
		1000 会議
		100 現地調査
		1000 打合せ

(例) 自由民主会派  
広報費  
2013年度

平成25年度 自由民主政務活動費会計帳簿

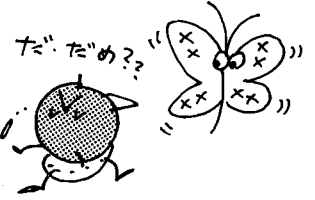
Jimintou  
自由民主党

2014年度  
853 事務用消耗品費  
(例) 自由党 事務費

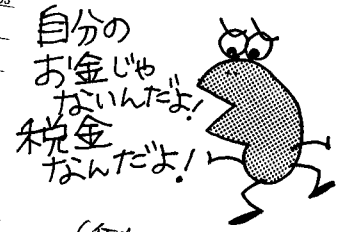
総勘定元帳(損益の部)

日付	相手科目	部門	摘要	借方金額	貸方金額	残高
27. 2. 20	現金		※ 前頁より ※			
27. 2. 28	現金		菊屋浦上	325		
			インマ		111,382	776,205
27. 3. 6	現金		※ 2月度計 ※	325	1,960	887,587
27. 3. 19	現金		菊屋浦上	325	114,066	889,547
27. 3. 26	現金		久美堂	325	17,945	
			ヨドバシ	325	3,211	907,492
			ヨドバシ	325	9,662	910,703
			※ 3月度計 ※		99,140	
			※ 年間計 ※		129,958	1,019,505
			※ 損益へ振替 ※		1,019,505	
			以下 余白			
					1,019,505	

だめでチヨウ!



日付順にも  
なってない!



支払い先  
だけが  
何のお金が  
判らない

調査活動費

(例) 2013年度 清水(大坂)  
▼点は 選挙当日～投票前日まで

日付	金額
10/25	400
2/22	2700
2/18	400
12/25	400
2/21	400
1/38	400
2/16	400
1/1	400
2/19	400
10/8	1200
2/18	1300
12/6	200
2/1	400
12/20	200
2/22	200
2/3	1600
2/16	1500
2/16	400
2/19	800
2/17	1200
2/18	200
2/18	200
2/18	1100
2/19	400
2/20	400
12/14	600
1/12	200
2/18	600
1/17	200
1/2	2500
2/20	1340
12/25	1430
1/8	1430
2/18	2150
2/16	50
2/17	1050
3/28	1530
4/22	2600
2/14	4850
3/10	3140
10/3	2771
12/15	4400
2/1	4639

研究委員会

日付	金額
12/21	1000

市民の税金ですよ!  
何のための支出  
なのか!  
いろんなところでものが  
売られている時代!  
セキヤや葉書は簡単に  
換金できるんですよ!  
パソコンだって売れる時代!  
管理はしてないの?  
何よりもこんな会計帳簿を  
市民に説明するのは  
当たり前でしょ!! ※



こんなこと  
町田市役所の  
どこかの部署が  
していたとしたら  
議員全員は  
こういふよ!



ぼくの  
ぼうが  
きんと  
しるよ!  
小学一年生

自由民主党 2016年度 広報費 (例)

2016年度 自由民主党 政務活動費

2支出

(例) タクシー代

2016年度(例) 議員名記載は(公明) 備考

市民の税金の使途について 専門的見地から監査してほしい!!

(例) 調査活動費 1保守連合 2016年度 タクシー・駐車場 = 領収書はの 有額支出

広報費	月日	金額	備考
	2016/8/29	17,280	鶴川郵便局
	2016/8/29	67,248	町田西郵便局
	2016/8/31	79,380	コムネット(株)
	2016/9/14	113,724	協英印刷工業(株)
	2016/9/21	2,733	さくらインターネット(株)
	2016/10/15	122,590	(株)プリントバック
	2016/10/21	16,200	(株)芳文社
	2016/10/26	26,195	ASA桜美林学園
	2016/10/26	16,329	読売センター町田本管
	2016/10/26	12,150	読売新聞
	2016/10/28	10,255	ASA町田本管
	2016/10/30	1,323	(株)芳文社
	2016/11/2	18,285	(株)プリントバック
	2016/11/4	32,659	(有)らいふ
	2016/11/7	120,000	レリッシュ(株)サーバーレンタル更新料他
	2016/11/14	86,430	日本郵便(株)
	2016/11/14	18,423	鶴川郵便局
	2016/11/25	134,820	町田郵便局
	2016/11/25	10,971	町田郵便局
	2016/11/25	223,806	日本郵便(株)
	2016/12/13	20,000	HP更新管理料(12,243.6)
	2016/12/24	938	日本郵便(株)
	2017/1/13	86,400	(有)町田タイ
	2017/1/24	4,526	アート
	2017/2/2	50,000	(株)
	2017/2/6	1,041	日本
	2017/2/10	120,000	(株)
	2017/2/15	120,000	(株)
	2017/3/13	120,000	(株)
	2017/3/13	120,000	(株)
	2017/3/15	120,000	(株)

調査活動費	月日	金額	備考
	2016/4/1	2,260	タクシー
	2016/4/4	1,000	タクシー
	2016/4/6	730	タクシー
	2016/4/7	730	タクシー
	2016/4/9	1,090	タクシー
	2016/4/9	1,090	タクシー
	2016/4/10	2,350	タクシー
	2016/4/13	1,270	タクシー
	2016/4/14	1,810	タクシー
	2016/4/14	1,810	タクシー
	2016/4/18	1,450	タクシー
	2016/4/24	2,680	タクシー
	2016/4/24	1,600	タクシー
	2016/4/28	1,540	タクシー
	2016/4/28	730	タクシー
	2016/6/3	1,990	タクシー
	2016/6/4	1,990	タクシー
	2016/6/6	1,630	タクシー
	2016/6/8	1,630	タクシー
	2016/6/9	3,610	タクシー
	2016/5/12	1,450	タクシー
	2016/5/12	1,450	タクシー
	16/5/13	1,360	タクシー
	16/5/13	1,720	タクシー
	16/5/13	1,450	タクシー
	16/5/13	1,360	タクシー
	16/5/13	1,510	タクシー
	16/5/13	2,350	タクシー

名前	前	月日	支出内容	金額
158		9月24日	駐車代	
159		10月1日	駐車代	
160		10月11日	駐車代	200
161		10月30日	駐車代	300
162		10月12日	駐車代	200
163		10月16日	駐車代	200
164		10月21日	駐車代	300
165		11月23日	駐車代	300
166		11月16日	駐車代	300
167		6月5日	タクシー	400
168		6月17日	タクシー	200
169		7月13日	タクシー	3,700
170		10月22日	タクシー	730
171		4月3日	タクシー	730
172		4月20日	駐車代	730
173		4月27日	駐車代	400
174		5月25日	駐車代	280
175		5月8日	駐車代	50
176		5月10日	駐車代	300
177		5月14日	駐車代	600
178		6月1日	駐車代	200
179		7月7日	駐車代	400
180		7月12日	駐車代	300
181		7月20日		
182		7月22日		
183		7月28日		
184		7月30日		
185		8月23日		
186		9月1日		
187		7月8日		
188		7月4日		
189		6月30日		
190		7月13日		
191		7月12日		
192		7月10日		
193		7月19日		
194		7月4日		
195		7月19日		
196		7月9日		
197		5月16日		
198		5月15日		

平成28年4月1日～平成29年03月31日

日付	現金/銀行口座	燃料	収入金額	支出金額
2016/04/02	現金	燃料	0	3,200
2016/04/02	現金	燃料	0	2,808
2016/04/07	現金	燃料	0	2,342
2016/04/08	現金	燃料	0	6,160
2016/04/12	現金	燃料	0	2,000
2016/04/12	現金	燃料	0	3,511
2016/04/15	現金	燃料	0	30,456
2016/04/17	現金	燃料	0	3,000
2016/04/18	現金	燃料	0	2,000
2016/04/25	現金	燃料	0	3,000
2016/04/27	現金	燃料	0	2,000
2016/04/27	現金	燃料	0	4,172
2016/05/01	現金	燃料	0	1,670
2016/05/04	現金	燃料	0	10,200
2016/05/07	現金	燃料	0	1,600
2016/05/09	現金	燃料	0	2,932
2016/05/09	現金	燃料	0	3,284
2016/05/10	現金	燃料	0	2,700
2016/05/14	現金	燃料	0	3,787
2016/05/16	現金	燃料	0	4,700
2016/05/17	現金	燃料	0	3,000
2016/05/19	現金	燃料	0	62,440
2016/05/19	現金	燃料	0	6,584
2016/05/19	現金	燃料	0	4,100
2016/05/22	現金	燃料	0	1,987
6/05/25	現金	燃料	0	3,344
6/27	現金	燃料	0	2,617
6/28	現金	燃料	0	13,950
7月1日	現金	燃料	0	3,500
7月1日	現金	燃料	0	3,050
7月1日	現金	燃料	0	2,964
7月1日	現金	燃料	0	3,726
7月1日	現金	燃料	0	2,823
7月1日	現金	燃料	0	2,000
7月13日	現金	燃料	0	4,096
7月13日	現金	燃料	0	2,900
7月13日	現金	燃料	0	4,699
7月13日	現金	燃料	0	7,087
7月13日	現金	燃料	0	3,787
7月13日	現金	燃料	0	2,600
7月13日	現金	燃料	0	2,600
7月13日	現金	燃料	0	2,100
7月13日	現金	燃料	0	7,850
7月13日	現金	燃料	0	2,764
7月13日	現金	燃料	0	6,713
7月13日	現金	燃料	0	4,004
7月13日	現金	燃料	0	2,000
7月13日	現金	燃料	0	3,300
7月13日	現金	燃料	0	2,875
7月13日	現金	燃料	0	7,800
7月13日	現金	燃料	0	1,080
7月13日	現金	燃料	0	3,576
7月13日	現金	燃料	0	4,800
7月13日	現金	燃料	0	4,340

4月27日 10,200円 馬主車場  
5月22日 13,950円 タクシー代  
6月11日 40,96円 馬主車場  
7月1日 7,880円 馬主車場  
7月13日 7,800円 タクシー代  
こんな金額の領収書はありません!

調査活動費	月日	金額	備考
	9月29日	277,300	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

日付と金額のみで...  
あるいは議員の名前も、目的もなく...年間 2.600万円  
高額の会派の視察も、日付と金額のみ...  
支払い先だけで何を買ったのか内容もなく...  
レシートのない高額のタクシー代や駐車場代...  
税金が、どんどん使われている!  
会計帳簿は組織のガバナンスが問われます  
複数の市内の個人事業主の声  
「これを私たちが税務署に提出したら、手が後ろに回るわ!」

# 政活費760万円返還 監査請求

## 町田の市民団体 市長らに求める

町田市議会の政務活動費に不適切な支出があったとして、市民団体「町田市政を考える会・草の根」(小林美知代表)は10日、約7640万円を返還させるよう石坂丈一市長らに求める住民監査請求を行った。

対象は、2013〜17年度に各会派に交付された政務活動費。同会は市議会の各会派を対象に、会計帳簿や領収書などを情報公開請求で入手した。帳簿には、日付と支出金額、目的などは記されているものの、領収書類との関連が明確に示されていないかったという。

同会が領収書類と帳簿を突き合わせた結果、ガソリンを同じ日に複数回、給油をしているケースが多く見つかった。同じ購買がパソコンを1年間に2台購入し

たケースもあった。不適切とみられる5年間の支出を積み上げたところ、既に解散した会派も含め、計約7640万円に達したという。

記者会見した小林代表は「政務活動費の多くは、個人のお金として使われているのが実態では」との見解を示し、「監査請求が認められなければ、住民訴訟も検討したい」としている。

町田市の政務活動費は、議員1人あたり月額6万円。町田市監査委員は、要件審査などを経て、60日以内に結果を通知する。

### 町田市議会政活費 15会派の支出不当 市民団体が監査請求

町田市議会の政務活動費の支出内容が不当だとして、市民団体の三人が10日、市議会各会派や市議に対して市長が計約七千六百万円の返還を勧告するよう求める住民監査請求をした。

請求によると、七千六百

議員の調査研究活動等に必要な経費として交付される

政務活動費。地方自治法 第100条 第16項には「その用途の透明性の確保に努めるものとする」という条文が。

本来、市民に分かるように会計帳簿や、納品書・請求書・領収書といった証憑類を記録し公開すべきところ、2016年度、2017年度には、更に、領収書から名前を消したり、2016年度、2017年度には、更に、領収書から名前を消したり、と、会派の中の誰が、何のために税金を使ったのかについて隠蔽の度合いを強めている。

すなわち、町田市議会の現状は、2014年度の町田市監査委員による監査での指摘以降今日まで、「支出の透明性を高めよ！」とした地方自治法第100条第16項に違反する度合いが、ますますひどくなっています。

草の根 2019.4.22

万円の内訳は二〇一三〜一七年度に支出された政務活動費(旧政務調査費)のうち、今はない会派を含め計十五会派が使ったガソリン代や駐車場代、電話代、広報費など。同時刻に複数箇所の有料駐車場を利用したり、同じ日に複数回の給油をしたとして「社会通念を以て許されない」と指摘した。電話代については「私用でも使つので家計支出に

すべきだ」と半額の返還を求めた。

市民団体の小林美知代表(左)は「市民感覚からするとおかしい」と強調。同じ日に複数回の給油をした市議の一人は「車を二台持っているから」と説明している。

市は政務活動費として、市議一人につき月六万円を会派に交付している。(松村裕子)

## 東京)杉並区議の政活費270万円「違法」 地裁判決

東京都杉並区の区議が使った約1090万円の政務活動費に違法な支出があったとして、市民団体が区に返還させるよう田中良区長に求めた訴訟で、東京地裁(古田孝夫裁判長)は22日、約270万円を返還させるよう命じる判決を言い渡した。区議選前に配布したチラシは政活活動の意味もあり、政活費で全て負担するのは違法だなどと判断した。

判決によると、区議会の自民党会派は、区議選を3カ月後に控えた2015年1月、所属議員の集合写真や実績を書いたチラシ約15万枚を作成し、新聞折り込みで配布。一部の議員は個々で負担する費用を政活費から支出した。判決は「区議選に向けて区民にアピールする政党活動としての側面もあった」と指摘。政活費を選挙活動や政党活動に使うことは許されていないとして違法と判断した。公明党と無所属の会派についても、「区政報告」などの一部支出を違法と判断した。(阿部峻介)